

令和 8 年 1 0 月 2 日
中 部 地 方 整 備 局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：みらい建設工業 株式会社

業者の住所：東京都港区芝 4－6－1 2

2. 指名停止措置期間：令和 8 年 1 0 月 2 日から令和 8 年 1 1 月 1 日まで（1 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要：

名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第 1 貯木場北側護岸整備工事（その 6）」の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和 8 年 7 月 1 7 日、みらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の代表構成員であるみらい建設工業（株）及び現場責任者である同社社員が、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当する。よって、本件の指名停止期間は、1 ヶ月とする。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第 2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

配 布 先 中部地方整備局記者クラブ

○問い合わせ先 総務部 契約課長 宮本 貴史

課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953－8138